

後期高齢者医療システム機器賃貸借契約書（長期継続契約）（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と□□□□□□□□（以下「受注者」という。）とは、次の条項により後期高齢者医療システム機器等（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が機器を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約対象物件及び設置場所等）

第3条 契約対象物件及び仕様、設置場所は、次のとおりとする。

（1） 物件及び数量

後期高齢者医療システム機器更改賃貸借契約にて調達する機器等 一式

（明細は別紙II「機器等明細書」のとおり）

（2） 設置場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 福祉医療課

（別紙III「設置場所」のとおり）

2 発注者は、機器の設置場所を変更した場合、すみやかに受注者に通知するものとする。

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、金〇〇〇、〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇、〇〇〇円）とし、月額金〇〇、〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇、〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税率の改正があったときは改正後の税率による。

ただし、経過措置の適用がある場合は、従前の税率を適用するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに前月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払

うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

(機器の搬入出等)

第7条 機器の搬入出等は、受注者がその負担により行うものとする。

(機器の保守)

第8条 受注者は、受注者の負担において、別紙IV「保守仕様書」に定めるとおり保守を行なうものとする。また、受注者は、保守にかかる作業を事前に発注者の承諾を受けた受注者の指定する者に行わせることができる。

(機器の改造)

第9条 発注者は、機器を改造する場合、あらかじめ書面による受注者の同意を必要とする。

また、改造に要する費用は、発注者の負担とする。

(調査等)

第10条 発注者は、この契約に基づく保守等について、隨時に調査し、又は必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

(機器の所有権)

第11条 機器の所有権は受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもつて使用し、管理しなければならない。また、受注者は、機器に自己の所有物である旨を表示するものとする。

2 発注者は、機器が受注者の所有であることを示す表示等を損傷するような行為をしてはならない。

3 受注者は、発注者が故意又は過失によって機器をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第14条の動産総合保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

4 前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(機器の返還)

第13条 第2条、第20条又は第21条までの規定によりこの契約が終了した場合は、発注者は、機器を速やかに受注者に返還しなければならない。ただし、賃貸借期間を延長した場合はこの限りでない。

2 受注者が前項の引き取りをする際に係る費用は受注者の負担とする。また、受注者は機器の記憶媒体装置については分解・粉碎・溶解・焼却・細断などの物理的な破壊により復元が不可能な状態とし、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を提出するものとする。もし

くは庁舎内において一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態に消去を行ったうえで引き取りを行い、物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を提出するものとする。

3 受注者が第1項の引き取りをするときは、発注者はその作業が円滑に遂行されるよう協力するものとする。

(保険)

第14条 受注者は、機器に受注者の費用で動産総合保険を付するものとする。

(立入権)

第15条 受注者（受注者の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び受注者が使用する者は、機器の納出入又は機器の保守のため、発注者の承諾を得て機器の設置場所に立ち入ることができる。この場合、立ち入る者は、社員証等を呈示し、発注者の定める管理規則に基づいて入退室するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第16条 受注者（受注者の委託を受けた者を含む。以下、本条において同じ。）及び受注者が使用する者は、この契約の履行において知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、前項の義務を履行するにあたり、教育等の必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別紙I「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(受注者への通知)

第17条 発注者は、次の各号の事由が生じたときは遅滞なく、受注者に通知するものとする。

(1) 機器について、受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又は、そのおそれのあるとき。

(2) 機器の盗難、滅失又はき損等の事故が発生したとき。

(報告義務等)

第18条 発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たって、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに相手方に報告のうえ、対応しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合。

(2) その他この契約の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合。

2 受注者は、契約の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を記載した書面を提出し、対応について協議しなければならない。

(損害賠償)

第19条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてそ

の履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、機器の適正な設置その他この契約による債務を履行しないとき。

(2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途徴収する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害について、発注者はその責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (11) この契約による債務の履行が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (12) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (13) この契約による債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に示した場合又はこの契約による債務の履行の一部が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (14) 特定の日時又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に履行しないとき。
- (15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなとき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) この契約による債務の一部の履行不能である（ことが明らかに認められる）とき。
- (2) この契約による債務の一部を履行することを拒絶する意思を明確に示したとき。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項

第11号及び第12号に該当するものとみなす。

- (1) 受注者について破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条の規定による契約の解除をすることができない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第25条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川元庸

受注者 (住所又は所在地)
(商号又は名称、法人の場合は法人名)
(氏名、法人の場合は代表者の氏名)